

令和3年度予算(案)参考資料 (日本語教育関係抜粋)

令和3年1月
文化庁国語課

現状

○在留外国人数 (令和2年6月現在)
平成2年約108万人→
令和2年約288万人

日本語学習者数
平成2年約6万人
令和元年約27万人

日本語教室が開催されていない自治体に居
住している外国人 約47万人 (令和元年現在)

法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関 令和元年度末792機関

データ

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- 日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- 日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- 日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

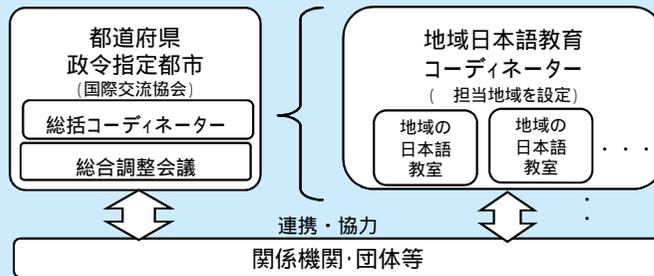
外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度予算額(案) 500百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度予算額(案) 152百万円
(前年度予算額 147百万円)

日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発・提供する。

日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度予算額(案) 99百万円
(前年度予算額 90百万円)

NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度予算額(案) 200百万円 (前年度予算額 198百万円)

文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- 日本語教師養成カリキュラム
- 現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等
日本語教師(中堅)
日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
日本語学習支援者・・・いわゆるボランティア

日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度予算額(案) 32百万円(前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度予算額(案) 7百万円(前年度予算額 6百万円)

日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」(令和2年6月閣議決定)
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和2年7月改訂, 外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議)

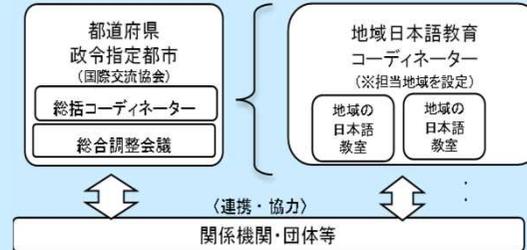
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助金1/2】

令和2年度採択実績 件数: 37件

都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
総合調整会議の設置等



先導的な日本語教育の実施 (補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業, 大学, 日本語学校, 夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等

市町村の日本語教育の取組への支援

都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施, 教師研修, 教材作成, 日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



補助金交付の概要

補助対象: **都道府県・政令指定都市等** 市町村へは県事業の中で間接補助
補助率: 2分の1
前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

優良事例等の普及・連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
総括コーディネーターの協議会

法律・基本方針に
基づく事業展開

総合的な体制の整備

持続可能な
日本語教育の実施

優良事例等
の成果普及

日本語教室が開催されていない市区町村(以下、空白地域)に居住する外国人は現在、約47万人いる。(令和元年11月現在)

(空白地域は1,109 地域住民に対する外国人比率の全国平均2.22%以上の市区町村141)

空白地域在住の外国人に日本語学習機会の提供を目的として、アドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供する。さらに、日本語教室がない市町村が多い都道府県において空白地域解消のノウハウを共有、解消方法を検討・協議するために研究協議会等を開催し、日本語教室設置を促す。

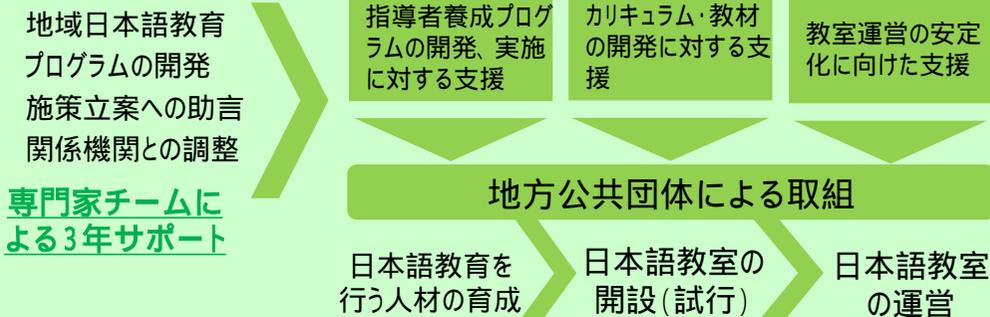
外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和2年7月、外国人材の受け入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月、閣議決定) 成長戦略フォローアップ(令和2年7月、閣議決定)

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

令和2年度採択実績 ・ 件数：17件 ・ 対象：市町村等

アドバイザー派遣の支援



日本語教室の開設・安定化に向けた支援【新規】

コーディネーター、日本語教室の日本語教師、日本語教室運営のための人材養成、教材作成等に係る経費を支援

3 セミナー・協議会の開催

空白地域解消推進セミナー(東京)

日本語教室の開設に向けて取り組んでいる全国の市町村等

空白地域解消の実践事例紹介

研究協議会【新規】

(空白地域が多い都道府県2か所)

域内の市区町村等

地域資源活用連携方法等協議

2 ICT教材の開発・提供

日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」



令和3年度は、開発した10言語に追加し、さらに4言語を開発する。

- 計14言語
- R1 日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語(6言語)
- R2 インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語(4言語)
- R3 タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語(4言語)

また、日本語学習教材の活用方法の説明会開催する。

期待される効果

地域に日本語教室が開設される、もしくは日本語学習することにより、日本語を習得する

近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる

地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える

地域住民が活躍、外国人の受け入れが円滑になる

地域が活性化する

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業 (地域日本語教育実践プログラム)

(前年度予算額 46百万円)
令和3年度予算額(案) 44百万円

【課題】地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある。

【目的】日本国内に定住している外国人等を対象とし、日常生活を営む上で必要となる日本語能力等を習得できるよう、NPO法人や公益法人等が行う日本語教育の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的な課題等を解決するための先進的な取組を支援する。

外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策(令和2年7月、外国人材の受け入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂)
日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月、閣議決定)
成長戦略フォローアップ(令和2年7月、閣議決定)

令和2年度委託実績
・採択件数：プログラム(A) 11件，(B) 9件
・受託団体：NPO法人，公益法人，大学等
・採択金額：約220万円/件

プログラム A

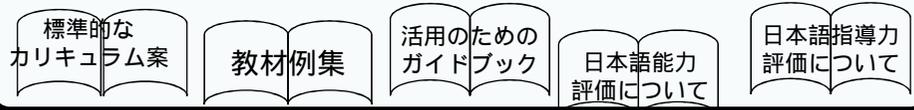
新規応募不可(継続団体のみ)

日本での生活に必要な日本語を習得

「標準的なカリキュラム案」等の活用による取組
「生活者としての外国人」に対する標準的なカリキュラム案等を活用し、地域の実情・外国人の状況に応じた以下の取組に対する支援を行う。

日本語教育の実施 人材の育成 教材の作成

文化審議会国語分科会が取りまとめた報告・成果物の普及



プログラム B

新規応募不可(継続団体のみ)

外国人の円滑な社会生活の促進

地域資源の活用・連携による総合的取組

地域の文化活動・市民活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組等に対する支援を行う。

(取組例) 防災や地域行事と連携した日本語教育の取組 等

プログラム C

特定のニーズに対応する日本語教育の推進

地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組

ICTを活用した先進的な日本語教育の取組や地域で生活する外国人の特定のニーズに応じた日本語教育の取組等に対する支援を行う。

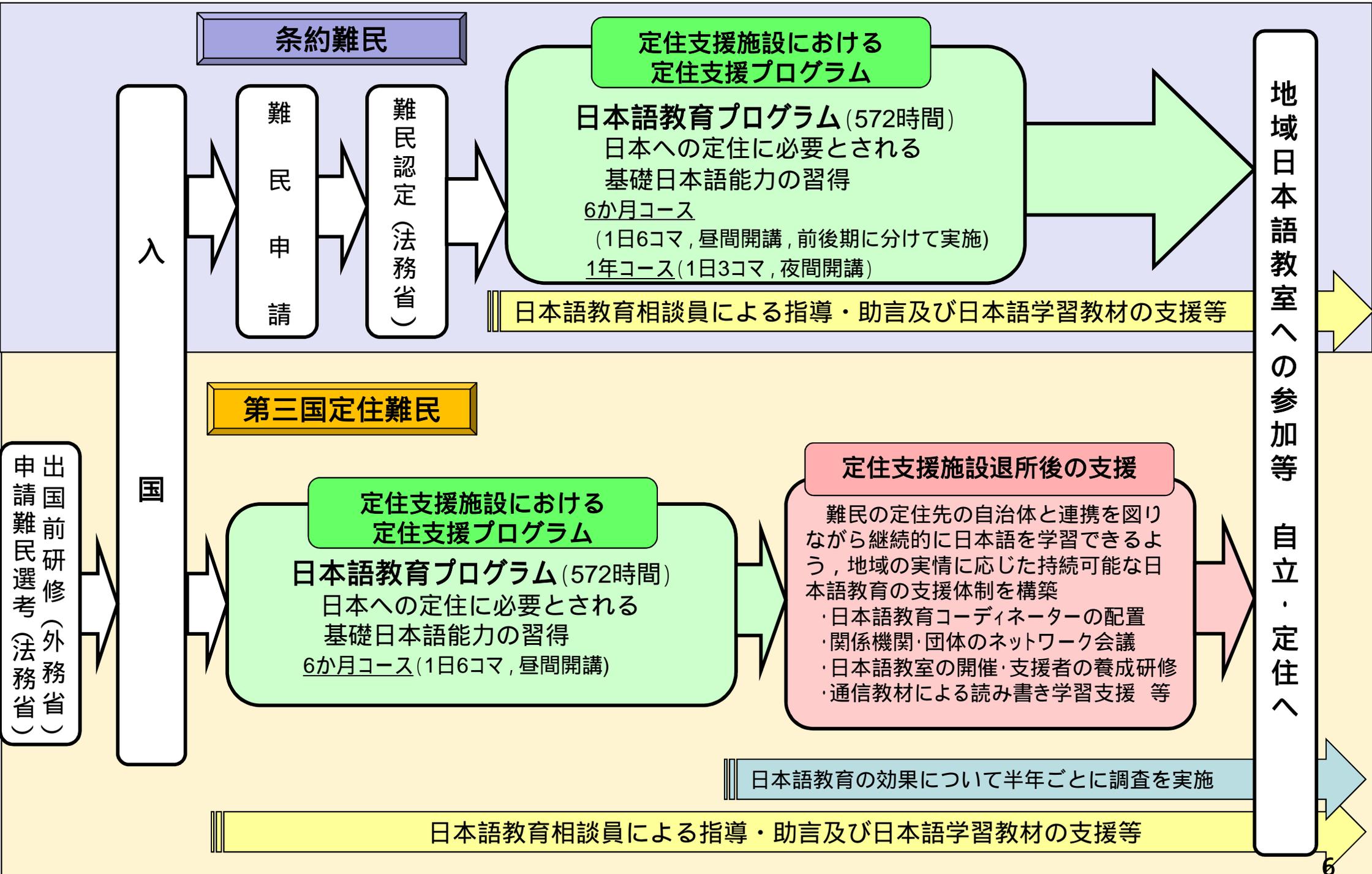
(想定される取組例)

- ・ICTを活用した物理的制約のある外国人に対する日本語教育の取組
例：山間部や豪雪地帯などに居住する外国人に対し、ZOOM等を利用した効果的な日本語教育を行う取組への支援
- ・就労等の事情により時間的制約のある外国人に対する日本語教育の取組
例：企業等と協力し、就労後に学べるよう夜間に教室を開講するなど日本語学習に課題を抱える外国人に対する日本語教育を行う取組への支援

令和3年度以降プログラムA及びBの新規募集停止により令和4年度未だ完全統合予定

統合

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、さらに特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る



背景・趣旨

外国人の日本語学習者が増加し多様化する中、日本語教育の水準を向上するためには、日本語教育人材の資質・能力の向上が不可欠。このため、文化審議会国語分科会が日本語教育人材の資質・能力の向上を目的として、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（改訂版）を平成31年3月に取りまとめた。（日本語教師（養成）、「生活者としての外国人」・「留学生」・「児童生徒等」・「就労者」・「難民等」・「海外」に対する初任の日本語教師，中堅日本語教師，地域日本語教育コーディネーター・主任教員，日本語学習支援者に求められる資質・能力，教育内容及びモデルカリキュラムを提言）上記の審議会報告で示された，日本語教育人材の養成・研修の「教育内容等」の普及を図るために実際に養成・研修の現場で適用する実践的なカリキュラムの開発及び活用とともに，日本語教師の養成における「必須の教育内容」を踏まえた日本語教師の養成を行うことにより日本語教師の資質・能力の向上を図ることが必要。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年7月に外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議で改訂）
日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月閣議決定） 成長戦略フォローアップ（令和2年7月1閣議決定）

事業概要

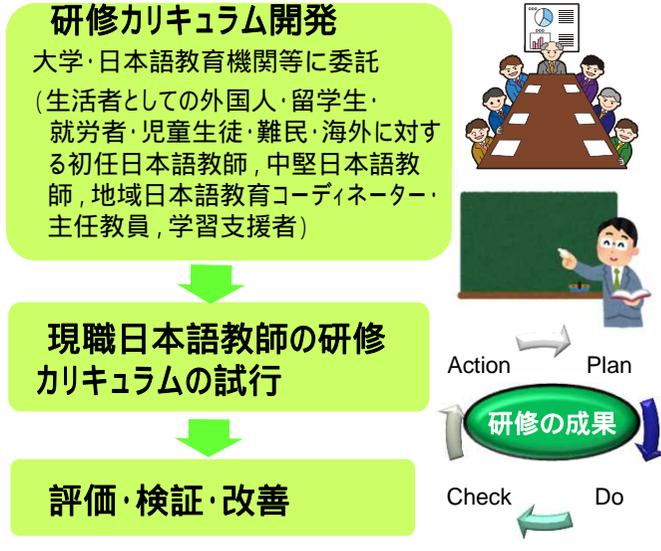
上記の審議会報告で示された「教育内容等」に基づき，日本語教師の養成カリキュラム開発，現職日本語教師の研修カリキュラム開発と，開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修事業を全国で実施する。

日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」のうち，特に地方の大学等において設置が困難な専門科目について通信による授業を開発する。（ ）

日本語教師の養成カリキュラム開発



現職日本語教師の研修カリキュラム開発



優良モデルを全国展開

現職日本語教師の研修カリキュラムの活用

【課題】

- 多様な活動分野の日本語教育人材の絶対数の不足
- 多様な活動分野の研修に体系的に対応できる教育機関・団体と人材の不足（特に地方）

開発したカリキュラムの優良モデルを活用した研修を日本語教育機関等に委託して実施

- 人材確保が喫緊の課題である10分野で実施（生活者としての外国人・留学生・就労者・児童生徒に対する初任日本語教師，中堅日本語教師，主任教員，学習支援者，難民等，海外に赴く初任日本語教師，地域日本語教育コーディネーター（3分野追加）
- 全国6ブロックで開発した各分野の優良モデルの研修を実施
- 日本語教育人材を指導する専門家の派遣
- OJTによる研修担当者の育成

全国で多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進

日本語教師の養成に求められる「必須の教育内容」に基づく，単位認定が可能な通信による授業科目を開発する（日本語音韻・音声他）

本事業を通じて，日本語教育人材の確保，日本語教育人材の質の向上，日本語教育の水準の向上を図る 7

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況において、日本語教育機関や日本語学習者の実態を把握するとともに、日本語教育に関する調査を複数の視点から実施し、我が国における日本語教育関連施策等の企画立案の推進のための基礎資料とする。

1. 日本語教育に関する実態調査(昭和42年度から実施)

日本語教育実施機関・施設等、日本語教師数、日本語学習者数の実態について、最新の状況を調査する。



2. 日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究(平成26年度から実施)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究として、令和3年度は以下の4テーマを実施する。

生活日本語Can-doの検証のための調査研究

「生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」を改訂するため、「子育て」等の分野の追加や質的・量的検証を行う。

大学における教育実習実態調査

公認日本語教師(仮称)の資格整備に向け、取得要件の一つである教育実習について、大学等における実施状況等の調査を行う。

文化庁届出受理日本語教師養成研修実態調査

文化庁に届出がなされている日本語教育研修機関について、届出内容等について実地調査を行う。

日本語教育プログラム評価・認証のための調査研究

「日本語教育の参照枠」一次報告に基づき、生活・就労等の目的別優良日本語教育プログラムの評価・認証の実施に向けた選定基準策定や試行のための調査研究を行う。



3. 漢字出現頻度数調査(新規)

「日本語教育の参照枠」においては、日本で「自立した言語使用者」として生活していくために必要とされる漢字の選定が必要とされている。そのため、現在の書籍・ウェブサイト・報道 媒体等日本社会における漢字使用の実態を調査する。なお、この調査結果は、改定から10年経ている「常用漢字表」の見直しを行うに当たっての基礎資料としても活用される。

日本語教育に関する実態調査、日本語教育の総合的な推進に向けた調査研究や漢字出現頻度数調査の結果を活用し、「公認日本語教師(仮称)の資格整備」、「日本語教育の参照枠」や「日本語能力の判定基準」等の整備を始めとする、外国人に対する日本語教育施策をより一層推進

日常生活を送る上で必要な日本語を学習する外国人が増え、学習目的も多様化している状況に対応した日本語教育の展開が求められている中で、日本語教育の推進に対する国民の理解と関心の増進や日本語教育の情報の提供のために必要な措置を講ずることにより日本語教育環境を強化することが非常に重要であることから、日本語教育に関する最新情報・先進事例等の共有のために「日本語教育大会」を開催する。

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(令和2年6月23日閣議決定)(抜粋)

2 国民の理解と関心の増進

外国人等が社会の一員として受け入れられ、社会に参加して共生していくためには、日本語能力を身に付け、日本語により円滑に意思疎通できるようになることが必要である。日本語教育は住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる基盤であり、日本社会にとって大きな意義を有する。そのため、国民の理解と関心を増進するために必要な措置を講ずる。

6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(2) 日本語教育に関する情報の提供等

国内外において日本語の学習を希望する外国人等が利用できる情報は、例えば、学習用コンテンツであれば制作した行政機関等のウェブサイト等を通じて公開されているが、学習希望者や日本語教師、職場等の受け入れ側等が効果的に日本語教育に関して必要な情報を得られるよう、日本語教育に関する情報を集中的に提供するために必要な施策を講ずる。

日本語教育大会

【目的】

日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し、日本語教育に対する理解の増進を図り、もって、日本語教育の充実と推進に資する。

【主な参加者】

- ・ボランティア団体、NPO法人等の地域における日本語学習支援者
- ・大学・専修学校・各種学校、日本語教育機関・施設の教職員・研究者、学生
- ・地方公共団体（教育委員会を含む。）、国際交流協会職員 等

【開催場所】

東日本地域（東京）及び西日本地域の2か所

【参加者数】

東日本地域（東京）：600名程度、西日本地域：300名程度

【主なプログラム】

- ・文化庁や日本語教育関係省庁による施策紹介
- ・パネルディスカッション
- ・テーマ別実践報告会
- ・文化庁事業に係るパネル展示 等



過去の開催の様子

日本語教育推進関係者会議の開催

日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)(抜粋)

第四章 日本語教育推進会議等

(日本語教育推進会議)

第二十七条 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関(次項において「関係行政機関」という。)相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、日本語教育に関し専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者によって構成する日本語教育推進関係者会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

日本語教育推進会議(第二十七条第一項)

- ・ 関係行政機関()により構成。
- ・ 関係省庁申合せにより、令和元年9月13日設置(令和2年8月末現在、計2回開催)。
- ・ 関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うことを目的とする。
- ()文化庁及び外務省を共同議長とし、関係行政機関として内閣府、総務省、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省で構成。

意見

意見聴取

日本語教育推進関係者会議(第二十七条第二項)

- ・ 日本語教育に関し、専門的知識を有する者、日本語教育に従事する者及び日本語教育を受ける立場にある者により構成。
- ・ 関係省庁申合せにより、令和元年9月13日設置(令和2年8月末現在、計3回開催)。
- ・ 関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うに際し意見を聴くことを目的とする。

日本語教育コンテンツ共有化推進事業

日本語教育を行う機関が持っている教材、カリキュラム、報告書、論文、施策資料等の日本語教育コンテンツを収集し、これらの日本語教育コンテンツを横断的に検索できる情報検索サイトである日本語教育コンテンツ共有システム(NEWS: Nihongo Education contents Web sharing System)の公開・運用(運用開始: 平成25年4月1日)。

